

大和郡山市 農委だより

第61号

令和8年3月発行
大和郡山市農業委員会



任期最終年のごあいさつ

平素より、大和郡山市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も本年7月までとなりました。これまでの任期を振り返りますと、市内の農地保全と地域農業の振興に向けた各種取組を進めることができましたのは、農家の皆さまをはじめ、関係機関・団体の皆様のご支援の賜物であり、あらためて深く感謝申し上げます。

本市においては、担い手不足や農地の細分化、遊休農地の発生など、地域農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。こうした中、農業委員会では、農地法に基づく適正な農地利用の確保、農地パトロールの実施、違反転用の未然防止、遊休農地の解消に向けた働きかけなど、農地の「守り」と「活用」を両立する取組を継続してまいりました。

また、市が策定した地域計画の推進にあたりましても、農家の皆さまから寄せられるご意見を丁寧に向い、市内の農業を将来へつなぐ視点から、農地の利用調整や担い手への農地集積促進を図っております。

併せて、奈良県農地中間管理機構との連携を強化し、利用が難しくなった農地の相談にも幅広く対応しております。

任期は残り僅かとなりましたが、引き続き、市内農業の持続と農地の適正管理に向け、最後まで責任をもって職務に取り組んでまいります。

今後とも、大和郡山市農業委員会の活動に変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



大和郡山市農業委員会
会長 飯田 喜代視

もくじ

- 任期最終年のごあいさつ
- 農業委員会の主な仕事

- 1 ■ 農地パトロールについて
- 2 ■ 農業を続けるあなたを、一生支える年金です

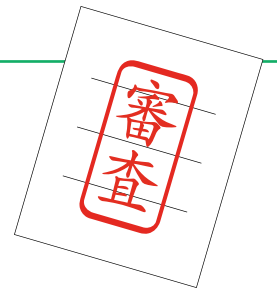
- 3
- 4

農業委員会の主な仕事

1. 農地の権利移動・転用の審査

農地を売り買いしたり、貸し借りしたり、農地以外の用途へ転用する際には、農地法に基づく許可や届出が必要です。

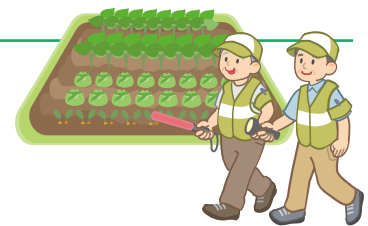
農業委員会では、これらの申請内容を審査し、農地が適正に守られるようチェックしています。



2. 農地の利用状況調査(パトロール)

農地が耕作されているか、適切に管理されているかを定期的に確認します。

耕作放棄地の発生を防ぎ、農地が将来にわたって利用できるよう支援します。



3. 農地の適正管理への指導・助言

雑草や竹の繁茂、管理不足などが見られる農地について、所有者や利用者へ必要な助言・指導を行います。

地域の農地保全に向け、改善へ向けた働きかけを行います。



4. 農業者の目線で地域農業を支える活動

農家からの相談対応、担い手への農地集約の支援、地域の課題把握や提言など、現場に寄り添った活動をしています。



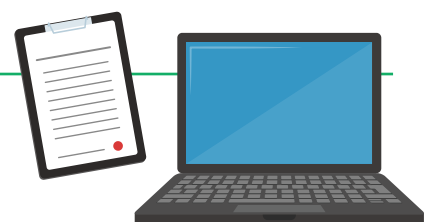
5. 地域計画(人・農地プラン)への参画

持続可能な農業を実現するため、地域の農地利用のあり方を検討する「地域計画」づくりに参画し、専門的立場から支援します。



6. 農地台帳の適正管理

農地の位置・面積・所有者・利用者などを正確に管理し、農地の利用状況把握に役立てています。



農地パトロールについて

農業委員会では年に1回(7月から8月にかけて)、地域の農地利用状況の確認や実態把握と、耕作放棄地の発生防止・解消指導並びに、無断転用防止対策として、農地パトロールを実施しています。農地パトロールで発見した耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施しています。

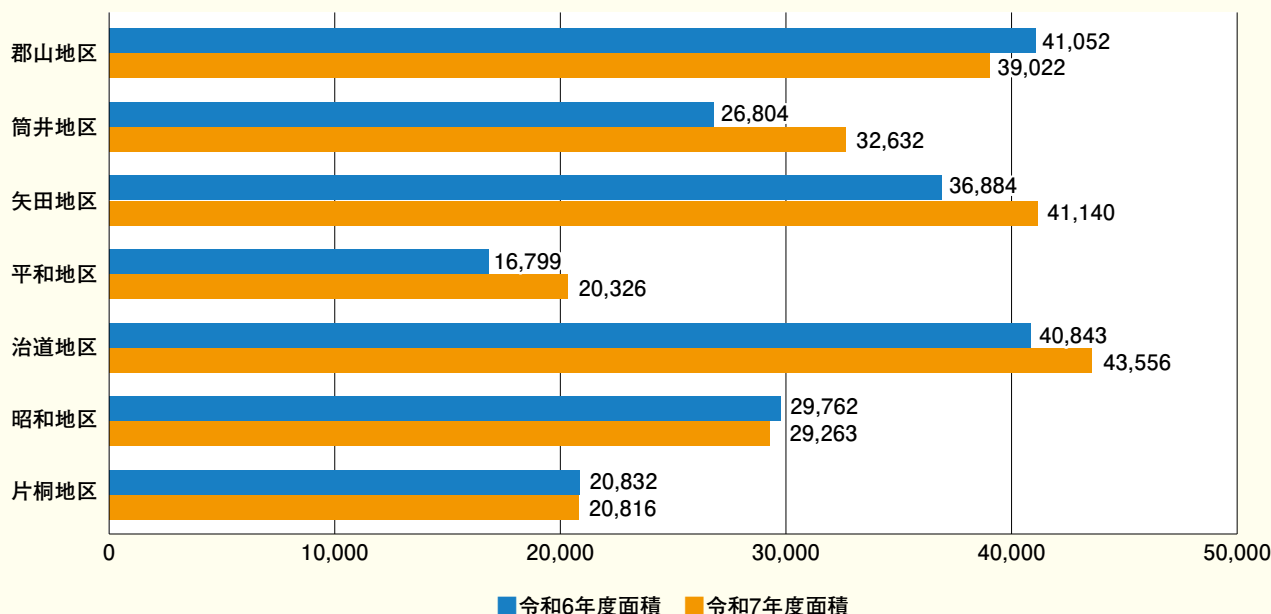
耕作放棄地は雑草・雑木の繁茂により、病虫害や害獣の発生や火災の原因にもなり、周辺での耕作や環境に悪影響を及ぼすことになります。所有者・耕作者の方は定期的に草刈りを行うなど、適正な管理をお願いいたします。

令和7年度 農地パトロール結果

(単位:㎡)

地 区	農地面積	耕作放棄地面積	耕作放棄地率(%)
郡 山 地 区	859,237	39,022	4.54
筒 井 地 区	865,798	32,632	3.77
矢 田 地 区	2,552,619	41,140	1.61
平 和 地 区	1,841,511	20,326	1.10
治 道 地 区	3,086,052	43,556	1.41
昭 和 地 区	1,601,205	29,263	1.83
片 桐 地 区	1,906,197	20,816	1.09
合 計	12,712,619	226,755	1.78

令和6年度・令和7年度耕作放棄地面積 (単位:㎡)



農業を続けるあなたを、一生支える年金です

＝農業者年金に加入しませんか＝

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定」を目的とする公的年金です。

1970年(昭和45年)に創設されました。しかし、時代も変わり、少子高齢化担い手の減少、経営移譲の低下が年々進行したことを背景に、大きな改正が行われ、2002年(平成14年)に現在の新制度となりました。

さらに、令和2・3年に制度改正があり、令和4年より、若い農業者が加入しやすいよう保険料の引き下げもありました。

まだまだ、知られていない「新制度」を再確認していただき、是非、加入のご検討を！

農業者年金とiDeCoの違い

項目	農業者年金	iDeCo(個人型確定拠出年金)
運用	農業者年金基金が一元的に運用	加入者が運用商品を選択
解約	任意脱退はいつでも可能	原則、中途脱退はできない ※農業者年金に加入すれば強制脱退
給付期間	終身年金	5～20年の有期年金(一部終身)
元本割れの措置	危険準備金からマイナス分を補填 (65歳以上の裁定時)	無し
事務費負担	事務経費(人件費や運営費など)は 国が全額負担	事務経費は掛金から支出(加入者が負担)



10月の農業委員会定例総会終了後、
農業者年金研修を行いました。
制度の理解を深め、今後も皆様に
わかりやすい情報を提供します。

農業委員会からのお知らせ！

農地の違反転用は止めましょう！ 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更（農地転用）するには、農地法に基づく許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出ることが、農地法にて義務付けられています。

農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病虫害の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



農地の転用、 売買、貸付等の

締め切り日



- 農地法第3条・4条・5条関係
毎月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出
随時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

全国農業新聞

- 月4回発行（毎週金曜日）
- 購読料：1ヶ月 900円

地方版には
身近な情報が
満載！

お申し込み

農業委員会事務局へ ☎53-1746

インターネットで全国の農地情報が 閲覧できます！

eMAFF農地ナビでは、全国の農地情報をインターネットで閲覧できます。農地には1筆ごとにピンがつけられ、ピンを選択すると農地情報を閲覧することができます。

● 閲覧可能農地情報

- ・ 所在・地番
- ・ 地目
- ・ 面積
- ・ 農地区分（農振法区分・都市計画法区分）
- ・ 賃借権等権利設定の内容（権利の種類・存続期間）
- ・ その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地のみです。



全国農地ナビ

<http://map.maff.go.jp>

定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。（都合により日程変更する場合があります。）

農地パトロールを実施しています

農地パトロールとは、地域の農地利用状況の確認や耕作放棄地の実態把握と発生防止、解消指導、並びに無断転用防止対策として、7月下旬から8月上旬にかけ、年に1回農業委員会で実施している調査です。耕作放棄地については、所有者等に農地の「利用意向調査」を実施します。



農地の管理をお願いします

農地の管理がされないと病害虫の発生により、近隣の農地や地域住民の方へ迷惑がかかります。農地が荒れないよう所有者、耕作者の方は草刈りをするなど適正な管理をお願いします。



農業者年金に加入しませんか

農業者年金の6つの特徴とメリット

- ① 農業者なら広く加入できる
- ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い
- ③ 保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で自由に決められる
- ④ 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金がある
- ⑤ 税制面の優遇措置が大きい
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援加入)がある

●加入資格

- 年間60日以上以上の農業従事者
- 年齢が20～65歳未満の者
- 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)(ただし、60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者)



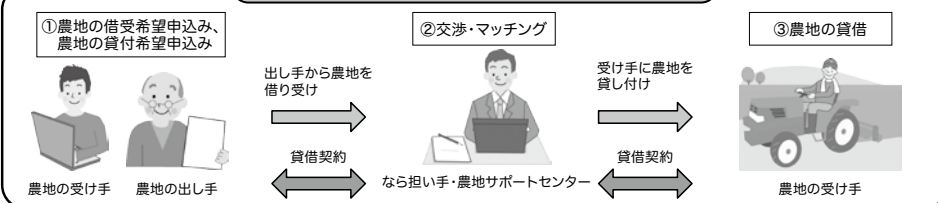
詳しい内容や加入のご相談は**農業委員会事務局**まで

農地を借りたい人・貸したい人を募集しています

「高齢で耕作できなくなった農地を誰かに管理してほしい。」「農地を相続したけど農業はしないので、誰かに貸したい。」または、「農業経営を拡大したいので農地を借りたい。」「新規に本格的に農業を始めるので農地を借りたい。」と、お考えの方は、なら担い手・農地サポートセンター(0744-21-5020)へご相談ください。

なら担い手・農地サポートセンターは、農地の出し手(貸したい方)から農地を借り受け、受け手(借りたい方)へマッチングします。

●農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ●



募集期間

出し手(貸したい方): 随時受付
受け手(借りたい方): 随時受付し、年12回(毎月)公表します。
対象農地: 市街化区域以外の区域にある農地
※センターが農地を借り受ける条件は、農地として利用が困難でないこと、十分な受け手が見込めることです。
※受け手の氏名・希望地区等をインターネットで公表します。公表は、年12回(毎月)行います。

お問合せ先

公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター
(農地中間管理機構)
〒634-0065 橿原市畝傍町53番地
☎0744-21-5020
HP: <http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>

なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。安心してご利用下さい。